

## 産廃税の概要（平成16年5月）

既に実施済み、又は具体的な案が固まった自治体における税の概要は以下の表のとおり。

区 分	事業者申告納付方式	最終処分業者 特別徴収方式
概 略 図		
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
地方公共団体名	(施行) 三重県・滋賀県	(施行) 鳥取県・岡山県・広島県・青森県・岩手県・秋田県・新潟県・奈良県・山口県 (施行予定) 宮城県・京都府 (検討) 島根県

区 分	最終処分業者 課税方式	焼却処理・最終処分業者 特別徴収方式
概 略 図		
課税客体	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分業者及び自家処分事業者	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
地方公共団体名	( 施行 ) 北九州市	( 検討 ) 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ( 熊本県、沖縄県 )

各府県の制度とも、基本的には府県内の保健所設置市において処分される産業廃棄物も課税対象となるが、福岡県の場合のみ、北九州市の環境未来税に係る課税標準量を控除することとしている。

事業者申告方式を採用している2県（三重県及び滋賀県）において、納税義務を課す事業者の排出量に一定の下限を設けているが、他の方式においては、事業者の規模に応じた除外規定は設けられていない。

排出事業者が自ら中間処理する場合又は自ら最終処分する場合を課税対象外としている県が5県（三重県、鳥取県、広島県、滋賀県及び山口県）あった。

リサイクル施設へ搬入する場合の課税を免除している県（滋賀県）、下水道汚泥の処分の課税を免除している県（鳥取県）もあった。

宮城県は課税を施行日から5年間限りとしている。

産業廃棄物税（法定外目的税）の導入・検討状況

(平成16年5月19日現在)

団体名等	課税目的	納税義務者	課税対象
三重県 産業廃棄物税 H14.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者（年間1000トン以上） （申告納付による）	県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
鳥取県 産業廃棄物処分場税 H15.4 施行	産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
岡山県 産業廃棄物処理税 H15.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図り、税収を産業廃棄物対策に充てるため		
広島県 産業廃棄物埋立税 H15.4 施行	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他適正な処理に要する費用に充てるため		
北九州市 環境未来税 H15.10 施行	環境未来都市の建設を目指し、廃棄物の適正な処理の推進、リサイクル関連事業の支援等の環境施策に要する費用に充てるため	市内の産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自社処分企業 （申告納付による）	市内の最終処分場で処分する産業廃棄物（1トン千円。平成18年度までは500円）
岩手県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
青森県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		
秋田県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		

滋賀県 産業廃棄物税 H16.1 施行	資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるため	排出事業者（年間500トン以下の事業者除く。県外の中間処理業者を含む。） (申告納付による)	県内の中間処理施設（知事が認定する再生施設除く。）及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
奈良県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
山口県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
新潟県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
宮城県 産業廃棄物税 H16.3 条例公布	産業廃棄物税の発生の抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
京都府 産業廃棄物税 H16.3 条例公布	循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理に関する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (府内の最終処分業者からの特別徴収による)	府内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)

北海道は、条例案を平成14年11月議会に上程、継続審議となったが、15年3月の議会で否決廃案。九州の各県は、九州知事会において広域的な調整が必要という認識が共有され、同時期の導入を目指している。また、沖縄県がこれに加わることを検討中。

東京都は、平成13年首都圏の七都県市首脳会議に、産業廃棄物税の一斉導入を提案。

四国4県が、産廃税研究会を設置して共同で検討中。四国知事会議は導入時期で足並みをそろえることで一致。

このほか福島県、愛知県、島根県において検討中。